

いしかわの看護職を目指す学生のみなさんを応援します！

石川県奨学金（一般枠）のご案内

石川県では、将来、県内の病院等に看護師等として就業しようとする学生に対して、在学中の修学資金を貸与しており、令和7年度の貸与生を募集します。

貸与額・貸与期間 ※在学している養成施設によって、貸与額が異なります。

養成施設		貸与額（月額）
保健師／助産師／看護師 の養成施設	国公立、独立行政法人立	32,000円
	上記以外（私立）	36,000円
准看護師の養成施設	国公立、独立行政法人立	15,000円
	上記以外（私立）	21,000円

- ・貸与決定年度から養成施設を卒業するまでの期間、無利息で貸与します。
（ただし、申請は1年度ごとに必要です。）

応募資格

※以下の条件をすべて満たす者

- ・看護師等養成施設に在学している。（県内外は問わない）
- ・卒業後直ちに看護師等免許を取得し、条例で定められた医療機関等^(★)において看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）として、その業務に従事することを希望している。

(★)条例で定められた医療機関等とは・・・

石川県内の「病床数が200床未満の病院」や「診療所」、「介護老人保健施設」などです。

※詳しくは、下記問合せ先までお問合せください。

募集内容

募集人数：15名程度

募集期間：令和7年4月1日（火）～4月25日（金）

申請方法：募集期間中に、申請書及び必要書類を提出してください。

（申請書類の配布及び提出場所は、在籍する養成施設です。）

（県外の養成施設にも必要に応じて送付いたしますので、ご連絡ください。）

選考方法：就業意思、学業成績、家庭の経済状況、養成施設長の推薦等を参考に、書類審査を行います。

結果通知：6月下旬を目途に在学する養成施設を通じて、申請者へ通知します。

返還免除となる場合

次の3つの条件をすべて満たした場合は、修学資金の返還債務が免除されます。

- ①養成施設を卒業した日後1年以内に看護師等の免許を取得する
- ②看護師等の免許取得後、直ちに条例で定められた医療機関等にて就業する
- ③5年以上引き続き業務に従事する

※本修学資金は就職を保証するものではありません。就職活動は貸与者本人が行います。

返還の必要がある場合

(例)・退学、成績不良、看護師等国家試験不合格などにより貸与を取り消された場合

- ・卒業後、直ちに条例で定められた医療機関等に就業しなかった場合
- ・5年未満で退職した場合

問合せ先：健康福祉部地域医療政策課 看護師等修学資金担当 **TEL : 076-225-1449**